

意見書案第 6 号

種苗法の一部を改正する法律案について国会で慎重に議論を尽くすことを求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年6月23日

福岡市議会

議長 阿部 真之助 様

提出者 福岡市議会議員

山口 湧人

田中 たかし

森 あやこ

近藤 里美

倉元 達朗

種苗法の一部を改正する法律案について国会で慎重に議論を尽くすことを求める意見書

第201回国会に上程されていた種苗法の一部を改正する法律案は、ぶどうのシャインマスカットやいちごのあまおうなど、国内で開発された種苗が海外に持ち出され、現地ブランドとして栽培される事例が相次いでいる事態を受けて提案されているものです。政府、与党は「国内の種苗を国際的にどう守っていくかを考える大切な法案」だとして、今秋の臨時国会での成立を目指しています。

この改正案の焦点は、収穫物の一部を次の作付けのための種苗として用いる「自家増殖」の制限であり、現在は原則自由となっている自家増殖を「許諾制」に変更し、種苗の管理を徹底することが改正の目的です。現在、「登録品種は約1割」と言われていますが、主要農作物種子法の廃止や農業競争力強化支援法の成立の動きを踏まえると、今後登録品種が増えていくことが予想されます。今回の改正案では「育成者の権利」と「農家の自家増殖の権利」の調整が課題となっています。この改正案では新たに許諾料の支払が求められ「負担が増える」などとして、一部の農家が反対しており、農家以外の国民の中にも様々な危惧する声が広がっています。

例えば、国は「許諾制」は世界の流れだと言っていますが、EUや米国も小麦などその国にとって重要な作物は対象から外しています。今回の改正案にはそのような例外規定がありません。また、在来種を積極的に守っていくための法律が日本にはないという指摘もあります。

そもそも今回の改正理由として挙げられている種苗の海外流出の問題については、農林水産省自身が平成29年11月1日付で「海外において品種登録（育成者権の取得）を行うことが唯一の対策」とコメントを出しており、種苗法を改正しなくても対策できるという指摘もあります。

このような指摘や懸念の声に対しては、国会においてしっかり審議が尽くされるべきであり、政府は国民にしっかり説明責任を果たすことが求められます。育成者の権利を守りつつ、同時に農家の権利も守っていくための国民的な議論が必要です。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、種苗法の一部を改正する法律案について、慎重に議論を尽くされるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 宛て

議長 名